

学会誌記事「投稿の手引き」

1. 投稿資格

日本原子力学会誌 A T O M O Σ（以下学会誌）への投稿は会員に限定する。但し会員の推薦を受け編集委員会が承認した場合は会員外の投稿も受け付ける。

2. 投稿の記事種別

投稿による学会誌記事の種別は、「学会誌記事の編集・校閲工程と記事作成の手順一覧」（手順一覧）の①「企画記事，投稿記事の種別と内容（編集委員会所掌記事）」の区分で提案者が「会」とされているもの。

3. 投稿原稿の扱い

投稿原稿も企画記事と同等の記事水準を維持するため，編集委員会による企画記事と同じ手順にしたがって進める。

4. 記事提案書

投稿者は編集委員会の企画記事と同様に，まず⑨「記事提案書」を編集事務局へ提出する。提案書は編集幹事会または編集連絡会で審議し，採否を決定する。

5. 執筆依頼

編集幹事会または編集連絡会で，提案が承認されると学会事務局編集担当から執筆依頼のメールが執筆者へ発信される。執筆は，メールに添付している要領やテンプレートにしたがい，ウェブサイトに掲載している執筆要領や目安なども参考に執筆すること。なお，記事提案を提出せずに，原稿を提出しても受理できないので，必ず提案書を先に提出すること。

6. 校閲

編集事務局は，執筆者から送付された原稿（チェックリストと共に）を受理し，校閲依頼を校閲専任委員へ送付する。（校閲の手順の詳細については⑩「学会誌記事作成の流れおよび校閲の留意点」を参照のこと）。校閲を経た原稿は校閲総括者が確認する。

7. 校正

初稿のみ著者校正に回送する。ただし，軽微な修正を除き，原文の変更は認めない。

8. 原稿料，掲載料

原稿料は支払わない。掲載料は請求しない。

9. 別刷り

別刷りは有料で作成している。必要な場合は、校閲が終了してから学会事務局編集担当に申し出ること。

10. 著作権

掲載記事の著作権は、日本原子力学会に帰属する。したがって、本会誌に掲載された記事・寄稿などの全部または一部を他の出版物に転載や、翻訳などに使用する場合には、本学会の許諾を得る必要がある。ただし、著作者自身が、自らの私的使用の目的のために、自己の著作物の全部または一部を著作権法第30条の範囲内で使用する場合には、本学会の許諾を必要としない。学会誌に写真や絵など著作権が発生しているものを掲載する場合には、その写真などの原著作権保有者から転載許諾を得る必要がある。それらの転載については、執筆原稿を提出する前に著者が必要な手続きを責任をもっておこない、著作権使用の承諾書を執筆原稿に添付しなければならない。なお写真を元にトレースあるいはイラスト化し、それが何の写真から引用しているか判別がつくものをそのまま掲載すると「複製権」あるいは「著作権」侵害となる。この場合も著作権を保有している人から許諾を得る必要がある。

11. 著者の責任

掲載された記事の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。

(改定 2010年2月5日)

(改定 2012年6月1日)

(改定 2017年4月4日)